

東日本大震災に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成23年6月29日

提出者

6番 与座 武

3番 島崎 義司

4番 深沢 達也

10番 山本 あつし

24番 田辺 あき子

25番 深田 貴美子

武蔵野市議会議長 きくち 太郎 殿

東日本大震災に関する意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災及びそれに伴い発生した大津波は広く東日本各地を襲い、死者・行方不明者 2 万 3 千人、避難者 10 万人、建物被害も 17 万戸を超えるなど甚大なる被害をもたらした。さらに、地震及び津波に伴い発生した原子力発電所の事故では懸命なる復旧作業にもかかわらず放射性物質の放出が続いており、長期の避難生活を余儀なくされている住民の方々の肉体的、精神的な疲労は極限に近づいている。さらに農林水産業を初めとする地場産業など地域経済への被害が今なお拡大しつつある。まさしく国家の根幹を揺るがすほどの国難というべき大災害である。国は震災発災 3 カ月が経過してようやく「復興基本法」を成立させたが、今こそ、スピード感と先見性と大胆な構想力を持って、強力な支援方策に取り組んでいくことが不可欠である。

よって武蔵野市議会は、新規立法措置はもとより、既存の法制にとらわれることなく、国が総力を挙げて、被災地支援、被災者の生活再建・就労支援、原子力発電所事故の早期収束・エネルギーの安定供給体制の強化を図るなど、それぞれの実情を十分に踏まえた形で地域社会・経済基盤の普及・復興に対して、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 日

武蔵野市議会議長 きくち 太 郎

衆議院議長	あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
厚生労働大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
節電啓発等担当大臣	
国家戦略担当大臣	